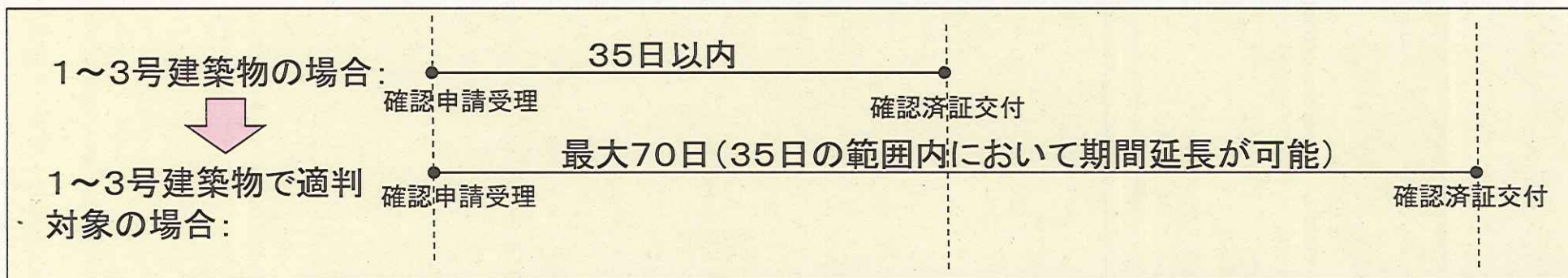


建築確認審査に係る法定期間に関する基礎データ

○建築主事は、確認申請書を受理した日から、1～3号建築物については35日以内に、4号建築物については7日以内に、建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、申請者に確認済証を交付しなければならない。構造計算適合性判定を要する物件については、建築主事は、大臣認定プログラムによる場合を除いて、合理的な理由があるときは、35日の範囲内において期間を延長することができる。（法第6条第4項・第12項）

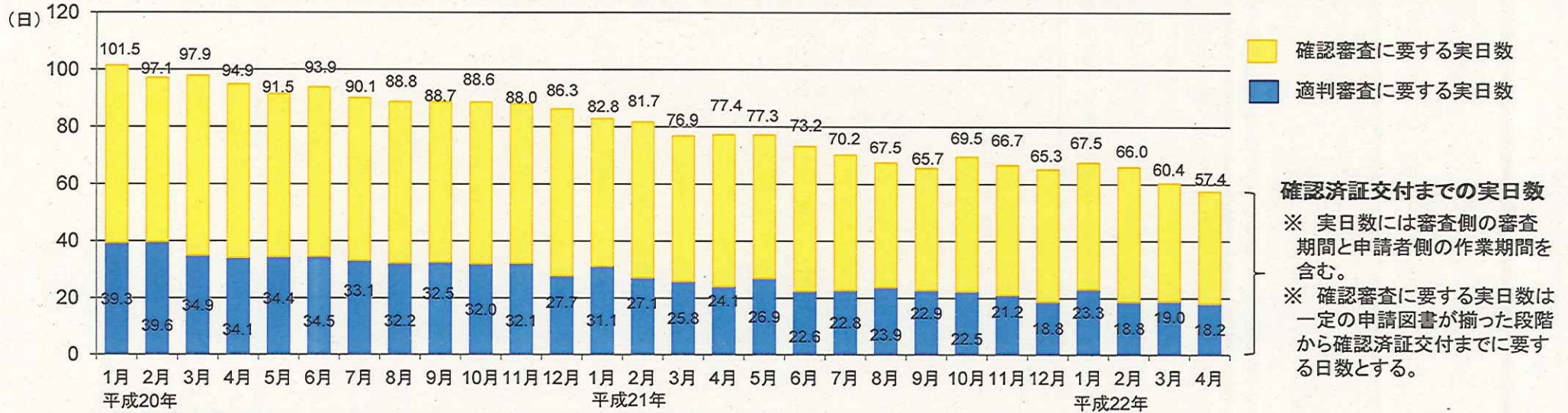
- ・ 1号建築物：別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が100㎡を超えるもの
- ・ 2号建築物：木造で、3階以上又は延床面積500㎡・高さ13m・軒の高さ9mを超えるもの
- ・ 3号建築物：木造以外で、2階以上又は延床面積200㎡を超えるもの
- ・ 4号建築物：1～3号建築物を除くほか、都市計画区域等内における建築物



○都道府県知事・指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定を求められた場合においては、14日以内にその結果を記載した通知書を建築主事・指定確認検査機関に交付しなければならない。都道府県知事・指定構造計算適合性判定機関は、大臣認定プログラムによる場合を除いて、合理的な理由があるときは、35日の範囲内において期間を延長することができる。（法第6条第8項・第9項等）

(1) 確認審査及び適判審査に要する実日数

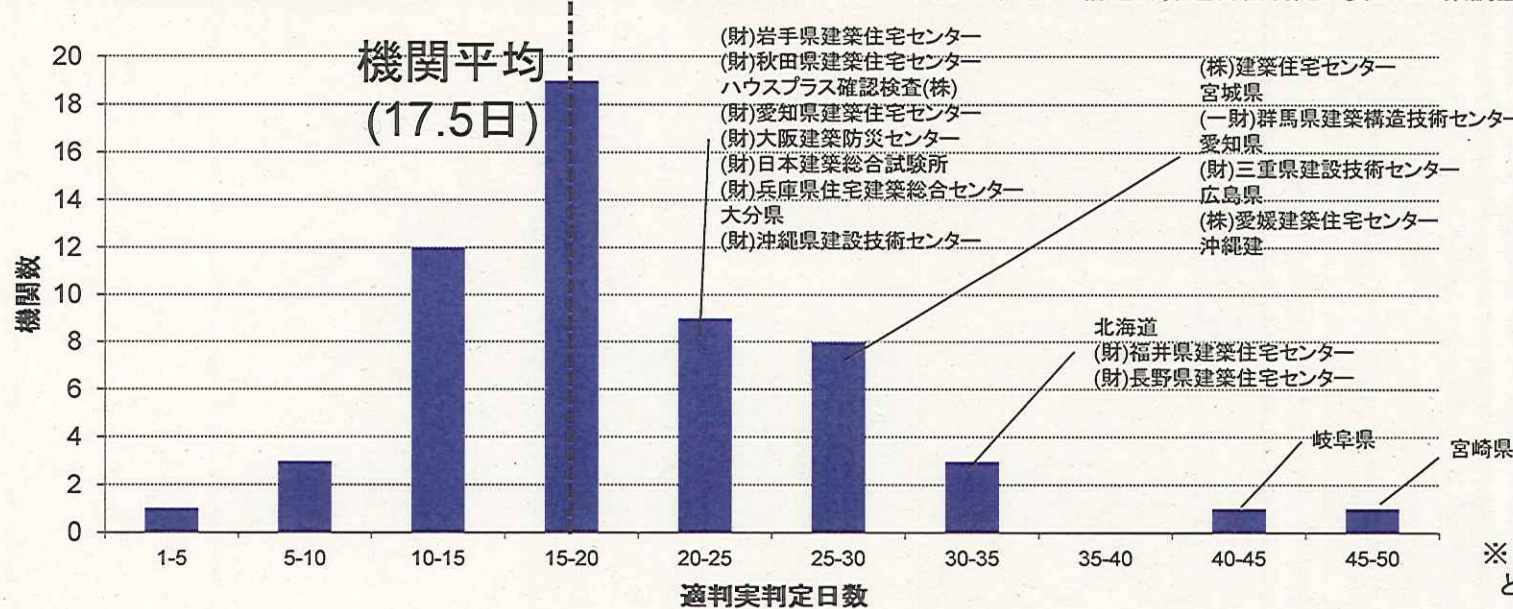
※ 平成22年1~4月の各月初めの5営業日に確認済証を交付した適判対象物件を対象に分析。



確認済証交付までの実日数
 ※ 実日数には審査側の審査期間と申請者側の作業期間を含む。
 ※ 確認審査に要する実日数は一定の申請図書が揃った段階から確認済証交付までに要する日数とする。

(2) 適判機関別の審査に要している平均実日数

※ 平成22年4月の構造計算適合性判定に要した日数調査をもとに分析。



※ 実日数には審査側の審査期間と申請者側の作業期間を含む。

運用改善による確認審査の迅速化

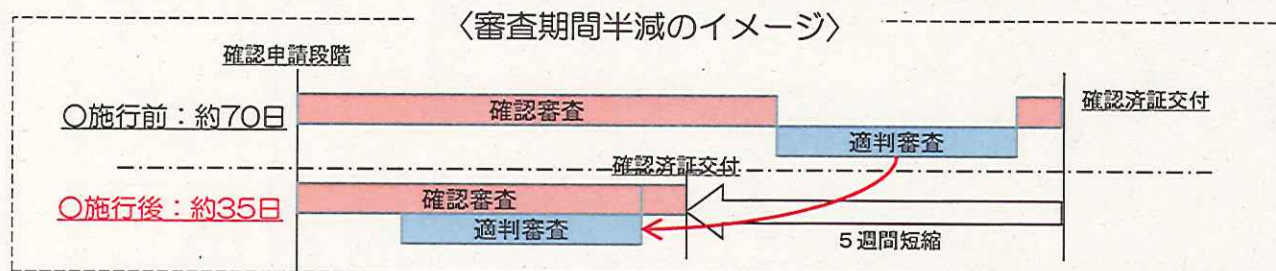
1. 運用改善による迅速化

○審査方法の運用改善を行うとともに、特定行政庁及び指定確認検査機関が、構造計算適合性判定（以下「適判」）を要する物件について、**現在の確認審査期間（約70日※）の半減**を目指して取り組みを実施します。 ※サンプル調査による平成21年7月から12月までの確認済証交付まで所要した実日数の平均

①確認審査と適判審査の並行審査の実施

（施行前）確認審査後に適判審査を行う直列型の審査

（施行後）確認審査と適判審査を同時に行う並行型の審査を可能に



②確認申請後の図書の補正の対象の拡大

（施行前）誤記・記載漏れ等に補正を限定

（施行後）審査側の指摘による図面や構造計算書の補正も可能に

○工事着手後の計画変更に係る手続きを簡便化し、円滑な工事実施を可能とします。

①変更確認を要しない「軽微な変更」の対象の拡大

（施行前）建築基準関係規定に適合していても安全上の危険度等が高くなる変更は対象外

（施行後）「建築基準関係規定に適合することが明らかな一定の変更」に拡大

例えば、着工後の床の開口部（グリーストラップ等）の位置の変更等も対象に

②大臣認定変更手続きの迅速化

超高層建築物等の構造計算や避難安全検証法等に係る大臣認定の変更手続きについて、**迅速化を図ります。**（施行後）現在の審査期間を半減

2. 運用改善に合わせた取組

○建築行政マネジメント計画

運用改善に合わせて、「建築行政マネジメント計画策定指針」を制定し、都道府県・特定行政庁に通知。都道府県には平成22年度早期策定を依頼。

（抄）マネジメント計画策定指針

Ⅲ マネジメント計画に盛り込む内容

1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

（1）迅速かつ適確な確認審査の徹底

特に、建築確認審査の迅速化については、特定行政庁及び指定確認検査機関毎に、構造計算適合性判定を要する物件に係る確認書類の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値について35日以内を目指すものとする。

- 目的: 建築確認審査の透明化を確保する観点から、適判物件に係る審査期間について特定行政庁等の報告をとりまとめて国土交通省が公表。(一覧で比較可能な形で公表)
- 対象: 特定行政庁(443*)・指定確認検査機関(126*)のうち、適判物件について確認済証を交付した機関毎 *平成22年5月1日時点
- 公表方法: 運用改善施行後の6月分から毎月国土交通省HPで公表。
- 公表内容: 適判物件(法定通知等を行ったものを除く。)に係る審査日数の平均値等
- その他:
 - ・特定行政庁・指定確認検査機関において、円滑な確認審査・審査バラツキ是正のための実行プログラム「推進計画書」を作成中。
 - ・各都道府県に設置されている「建築確認円滑化対策連絡協議会」を活用して、審査側・申請側の意見交換を促進。